

【厚生労働大臣が定める施設基準の届出事項】

当院は、以下のものを実施するにあたり厚生労働大臣の定める施設基準に適合している旨を届出ている保険医療機関です（令和7年4月1日）

○ 療養病棟入院基本料1（20：1）

8割以上を算定

（療養入院）第3116号（6棟210床）

令和6年1月1日

○ 診療録管理体制加算3を算定

（診療録3）第608号

令和6年1月1日

○ 療養病棟療養環境加算1を算定

（療養1）第590号

令和6年8月1日

○ 療養病棟療養環境加算2を算定

（療養2）第508号

令和6年12月1日

○ 入院時食事療養（Ⅰ）及び

入院時生活療養（Ⅰ）を算定

（食）第1965号

令和6年1月1日

○ 薬剤管理指導を算定

（薬）第1186号

令和6年1月1日

○ CT撮影及びMRI撮影を算定

（C・M）第130658号

令和6年1月1日

○ 酸素単価を算定

（酸素単）第43716号

令和6年4月1日

○ データ提出加算1・データ提出加算3

Ⅰ（医療法上の許可病床数が200床以上）

を算定

（データ提）第750号

令和6年1月1日

1. 入院に関するサービスの提供内容

【医療療養病棟】(療養病棟入院基本料1 20:1)

2階A病棟・・・・・・36床

2階B病棟・・・・・・36床

3階A病棟・・・・・・36床

3階B病棟・・・・・・32床

4階A病棟・・・・・・34床

4階B病棟・・・・・・36床

2. 看護に関する事項

当院で届出を行っている基準は、以下のとおりです

20 対 1 看護・介護：医療療養病棟
(2A・2B・3A・3B・4A・4B)

【2階A病棟 36床】

当病棟では、1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当りの患者さんの受持ち数は8人以内です

夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当りの患者さんの受持ち数は36人以内です

当病棟では、1日に6人以上の介護職員(介護員及び介護福祉士)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、介護職員1人当りの患者さんの受持ち数は8人以内です

夕方17時～朝9時まで、介護職員1人当りの患者さんの受持ち数は36人以内です

2. 看護に関する事項

当院で届出を行っている基準は、以下のとおりです

20 対 1 看護・介護：医療療養病棟
(2A・2B・3A・3B・4A・4B)

【2階B病棟 36床】

当病棟では、1 日に 6 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当りの患者さんの受持ち数は 8 人以内です

夕方 17 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当りの患者さんの受持ち数は 36 人以内です

当病棟では、1 日に 6 人以上の介護職員(介護員及び介護福祉士)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 9 時～夕方 17 時まで、介護職員 1 人当りの患者さんの受持ち数は 8 人以内です

夕方 17 時～朝 9 時まで、介護職員 1 人当りの患者さんの受持ち数は 36 人以内です

2. 看護に関する事項

当院で届出を行っている基準は、以下のとおりです

20 対 1 看護・介護：医療療養病棟
(2A・2B・3A・3B・4A・4B)

【3階A病棟 36床】

当病棟では、1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当りの患者さんの受持ち数は8人以内です

夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当りの患者さんの受持ち数は36人以内です

当病棟では、1日に6人以上の介護職員(介護員及び介護福祉士)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、介護職員1人当りの患者さんの受持ち数は8人以内です

夕方17時～朝9時まで、介護職員1人当りの患者さんの受持ち数は36人以内です

2. 看護に関する事項

当院で届出を行っている基準は、以下のとおりです

20 対 1 看護・介護：医療療養病棟
(2A・2B・3A・3B・4A・4B)

【3階B病棟 32床】

当病棟では、1日に5人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当りの患者さんの受持ち数は8人以内です

夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当りの患者さんの受持ち数は32人以内です

当病棟では、1日に5人以上の介護職員(介護員及び介護福祉士)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、介護職員1人当りの患者さんの受持ち数は8人以内です

夕方17時～朝9時まで、介護職員1人当りの患者さんの受持ち数は32人以内です

2. 看護に関する事項

当院で届出を行っている基準は、以下のとおりです

20 対 1 看護・介護：医療療養病棟
(2A・2B・3A・3B・4A・4B)

【4階A病棟 34床】

当病棟では、1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当りの患者さんの受持ち数は8人以内です

夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当りの患者さんの受持ち数は34人以内です

当病棟では、1日に6人以上の介護職員(介護員及び介護福祉士)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、介護職員1人当りの患者さんの受持ち数は8人以内です

夕方17時～朝9時まで、介護職員1人当りの患者さんの受持ち数は34人以内です

2. 看護に関する事項

当院で届出を行っている基準は、以下のとおりです

20 対 1 看護・介護：医療療養病棟
(2A・2B・3A・3B・4A・4B)

【4階B病棟 36床】

当病棟では、1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当りの患者さんの受持ち数は8人以内です

夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当りの患者さんの受持ち数は36人以内です

当病棟では、1日に6人以上の介護職員(介護員及び介護福祉士)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、介護職員1人当りの患者さんの受持ち数は8人以内です

夕方17時～朝9時まで、介護職員1人当りの患者さんの受持ち数は36人以内です

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書にてお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております

4. 療養に関する事項

○生活療養に関する事項

当院は食事内容の向上並びに温度、照明及び給水等に関し適切に管理しています

○入院時食事療養に関する事項

当院は、入院時食事療養(Ⅰ)及び栄養管理実施に関する届出に係わる食事を管理栄養士の管理の下に、適時適温にて提供しています

5. 保険外負担に関する事項

当院では、日用品費、各種証明書及び診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量及び利用回数に応じた、実費のご負担をお願いしております